



第3章

社会参加と自己実現

この章(第3章)では、まずはじめに、地域福祉を推進するために重要な役割を担う、ボランティアをはじめとする市民活動への支援のあり方について確認します。

また、市民一人ひとりが、自主的・主体的、そして積極的に、さまざまな分野の社会活動に参加していけるような、開かれた体制づくりを進めていくための取り組みも示しています。

そして、本計画の大きなテーマである、「市民協働」「地域分権」の達成へとつなげていくこととします。

1. 地域住民、ボランティア、NPOなどの市民活動への支援139

ボランティアセンター139

ふれあい福祉基金141

市民活動促進事業142

秋田拠点センター「AL VER アルヴェ」...142

2. 地域住民の意識の向上、主体的参加・参画の促進143

市民協働プロジェクト143

分権推進プロジェクト143

市民公聴条例（仮称）143

自治活動144

福祉教育144

生涯学習144

生きがい活動.....144

3. 地域住民の交流会、勉強会等の開催145

市民ミーティング145

対話集会145

ワークショップ
（協働作業による、学びの場）145

4. 地域住民、サービス利用者の自立146

第3章 社会参加と自己実現

1. 地域住民、ボランティア、NPOなどの市民活動への支援

ボランティア活動は、これまでどちらかというと、「人のため、社会のために」という慈善や奉仕の面にとらえられがちでしたが、本来、他人から強制されるものではなく、自分で考え、自分のできることを自ら進んで実践するということが大切にされなければいけません。そして、「自分のために」という自己実現の喜びにつなげていくことも重要です。

また、ボランティア活動は、人と人とを結びつけ、支え合う力も養います。

本計画のめざす「支え合いの社会」を育てていくためにも、ボランティア活動がこれまで以上に地域社会全体に広がっていくことをめざしていきます。

ボランティアセンター

【福祉総務課 866-2092】

秋田市では、平成6年度から秋田市社会福祉協議会に委託し、「秋田市ボランティアセンター」を開設しています。専属のボランティアコーディネーター1名を配置し、いつでも誰でも福祉ボランティアに参加できるように支援しています。

秋田市ボランティアセンターでは、はじめてボランティア活動に参加する人へのサポートはもちろん、現在活動している人への相談や援助を行い、無理せずボランティア活動を続けられるように支援しています。

また、右のような活動を通して、将来、ボランティア活動に参加してみたいと考えている人の意欲が実践に結びつくようにするなど、より気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりをめざしていきます。

ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談、援助、登録、調整、紹介
ボランティア活動に関する講座の開催
はじめてみよう！ボランティア...年1回
（ボランティア基礎講座）
ふれあい体験スクール...平日/土曜コース
（知的障害者とのボランティア講座）
外出応援！運転ボランティア講座...年5回
夏休みチビッコボランティア（小学生対象）
冬休みジュニアボランティア（中学生対象）

ボランティアに関する資料の収集や提供

広報紙「ぼらんていあ情報」の発行
年6回

ボランティア活動のために必要な機材や図書などの貸し出し
車いす、高齢者疑似体験セット、カラオケセット、テレビデオ、体験用軍手・アイマスクなど

ボランティア保険の案内、加入手続き

受付時間 8:30～17:15（土は登録業務のみ、日・祭日休館）

所在地 八橋南一丁目8番2号 老人福祉センター内

電話 862-9774

F A X 863-6068

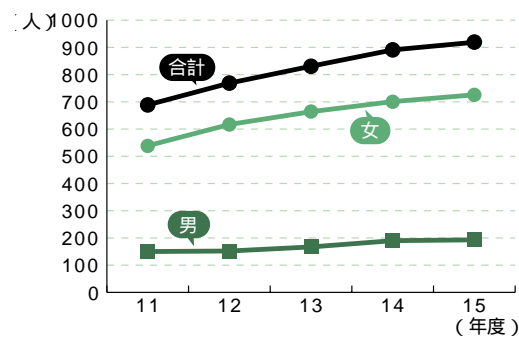


ボランティア登録数（個人、団体）

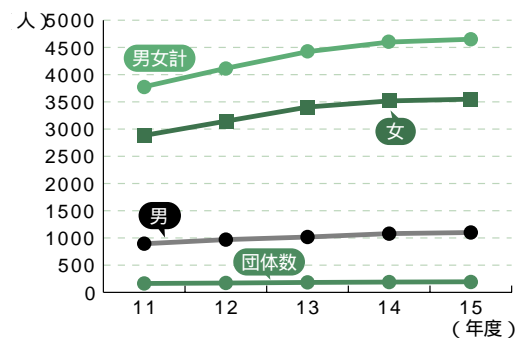
（各年度末、単位：人、団体）

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
個人	男	150	152	167	190	193
	女	539	617	664	701	726
	合計	689	769	831	891	919
団体	団体	165	173	184	191	196
	男	895	971	1,018	1,081	1,101
	女	2,885	3,147	3,406	3,519	3,551
合計		3,780	4,118	4,424	4,600	4,652

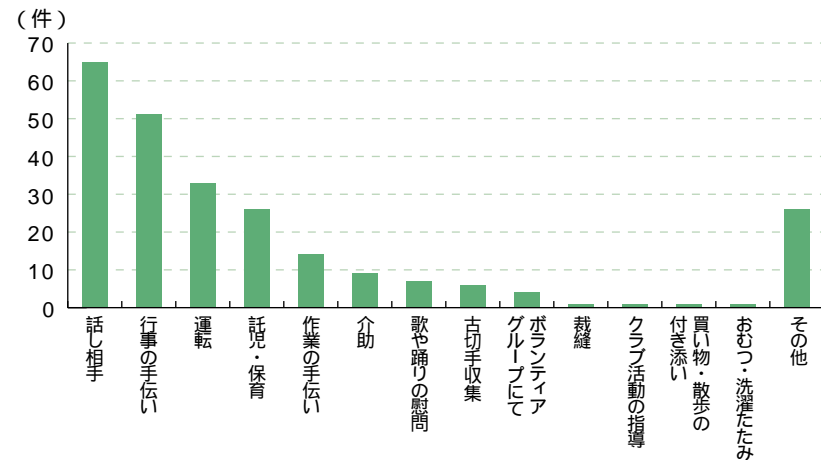
ボランティア登録数（個人）



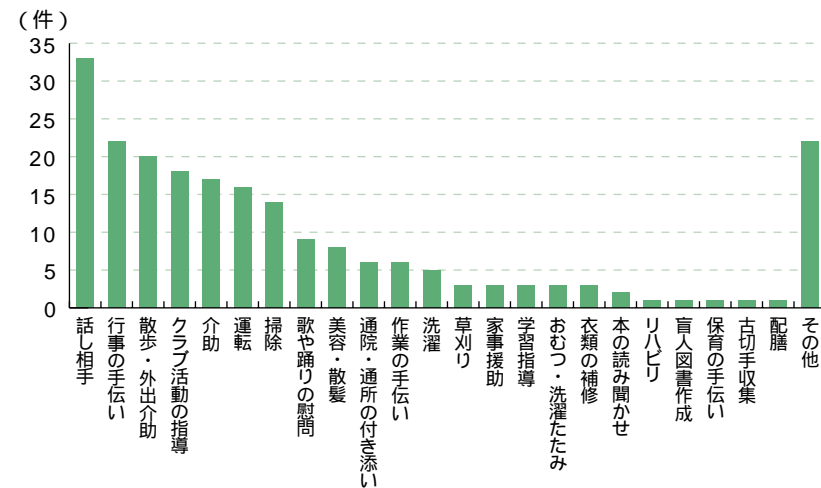
ボランティア登録数（団体）



平成15年度
紹介内容



平成15年度
受入希望内容



ふれあい福祉基金

【福祉総務課 866-2092】

「秋田市ふれあい福祉基金」による「秋田市地域保健・福祉活動推進事業」は、民間団体が行っている先導的事業のうち、高齢者をはじめ、障害者、児童などへの保健・福祉・医療活動であって、ひろく市民福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体に、予算の範囲内で補助金を交付しているものです。

「秋田市ふれあい福祉基金」は、平成3年度に、自治省の高齢者保健福祉推進特別対策事業の中で、地方公共団体が「地域福祉基金」を設置する諸経費として、地方交付税で措置されました。

基金の目的は、「高齢者の保健福祉の

増進を図るため、地域における在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化等について、民間団体の育成を図りつつ、地域の実情に応じて高齢者の保健福祉施策を積極的に推進すること」とされていたものです。

秋田市においては、これに基づき、平成4年3月に「秋田市ふれあい福祉基金条例」を制定するとともに、「秋田市地域保健・福祉活動推進事業」として、高齢者のための活動のみならず、障害者や児童などへの幅広い活動を支援し、本市の地域福祉がより一層進展することを期待しています。

ふれあい福祉基金の積立額と交付団体数の変遷

（単位：円、団体）

年度	積立金	積立額内訳			交付金額 (B)	交付団体数
		地方交付税	寄付金	運用益残 (A)-(B) 千円未満端数処理		
3	170,000,000	170,000,000				
4	330,000,000	330,000,000				
5	390,000,000	390,000,000		0	13,663,920	19
6	5,000,000			5,000,000	19,329,370	20
7	1,058,000		1,058,000	0	7,812,695	18
8	5,769,000		2,400,000	3,369,000	7,272,900	6
9	252,000			252,000	5,827,000	10
10	1,400,000		500,000	900,000	5,398,000	5
11	1,509,000		653,000	856,000	3,162,176	8
12	1,273,000		1,100,000	173,000	2,237,676	8
13	243,000		213,000	456,000	1,344,494	6
14	172,000		500,000	672,000	332,694	4
15	1,236,000		80,000	1,316,000	355,865	6
計	904,610,000	890,000,000	6,504,000	8,106,000		110

市民活動促進事業

【企画調整課 866-2032】

市民主体の独自性あるまちづくりを担う各種の市民活動を促進するため、平成16年3月に「秋田市市民活動促進基本方針」を策定しました。

平成16年度以降は、この基本方針に基づいて、市民活動促進のための各種の施策を検討・展開し、市民一人ひとりが各種の市民活動に参加しやすい環境をつくっていきます。そして、市民と行政が対等の立場、同じ目線のもと、互いに持てる力を出し合うことのできる市民協働型のまちづくりをめざしていきます。

市民活動促進の目的

- (1) 市民活動を通じた自己実現のサポート
- (2) 新たなコミュニティと人的ネットワークづくり
- (3) 市民協働によるまちづくりへの布石

秋田拠点センター「AL VE(アルヴェ)」

【拠点センター設置準備室 866-2019】

秋田駅東口の、秋田拠点センター「AL VE(アルヴェ)」は、市民と行政の協働を実現する場をめざしています。

拠点センターは、民間施設と公共施設からなる複合ビルで、公共棟「秋田市民交流プラザ」には、市民のみなさんが利用できる空間がたくさんあります。

このうち、「市民活動センター」では、市民一人ひとりの社会貢献などを促し、市民活動を支援するための情報提供を行うとともに、市民活動基礎講座(ボランティア養成講座)、スキルアップ講座、講師養成講座などを開催します。



公共棟「秋田市民交流プラザ」

さらめき広場

1階～5階吹き抜けの室内広場。お祭りや展示会などさまざまなイベントに利用できます。開館時間は午前9時～午後10時。

市民サービスセンター(1階)

秋田駅にある市民サービスセンターを移転し、取り扱い業務を充実させ、住民票の交付、転入転出の受付などの窓口サービスも実施します。開館時間は午前9時～午後7時。

市民活動センター(3・4階)

市民活動に関する情報の収集や交換などができるスペース、和・洋室、調理室などがあります。開館時間は午前9時～午後10時。

自然科学学習館(4・5階)

「生物」「自然」「宇宙」をテーマに、楽しく学べる企画展示やワークショップを開催します。開館時間は午前9時～午後7時。

子ども未来センター(5階)

子育て総合センターが移転します。子育て相談、育児サークルの支援、情報提供など、子育ての総合的な支援を行います。保育室やプレイルームなどがあり、子どもを遊ばせながら親同士の情報交換ができます。開館時間は午前9時～午後7時。

民間棟

商業、ホテル、シネマコンプレックス、福祉施設など

福祉施設(5階)

在宅介護支援センター
高齢者デイサービスセンター
身体障害者デイサービスセンター



2. 地域住民の意識の向上、主体的参加・参画の促進

市民のみなさんが、さまざまな社会活動に、自らの意志によって主体的に参加・参画できるようにするためには、次のようなことが考えられます。

市民協働プロジェクト

【企画調整課 866-2032】

国・地方自治体とも、長期にわたる経済の低迷や少子・高齢社会の到来、長年にわたる多額の公債の発行などによって、財政状況は極めて厳しくなっています。

加えて、行政サービスに対する市民ニーズは多種多様化し、今や量的にも質的にもすべてをカバーするのは困難であり、数年のうちに、望ましい行政運営ができなくなる可能性が心配されています。

このような状況を打破するためには、行政と住民とが共に意見を出し合い、知

恵を絞りながら、行政は市民のできない部門や本来の基礎的行政サービスを行い、市民のみなさんができることは可能な限り担っていただくというような考え方が重要となってきます。

このような観点から、本市は、平成16年度に「市民協働」についてのプロジェクトチームを発足させることにしました。

そして、市民と行政とのパートナーシップを構築し、「市民協働」の実現へ向けた基礎づくりをしていくこととしています。

分権推進プロジェクト

【企画調整課 866-2032】

地方分権を推進していく中で、本市はこれまでも多様化するニーズを踏まえ、適切な市民サービスを提供するよう努力してきました。

今後この姿勢を貫くことはもちろんですが、そのためには、国と地方の役割分担はどうあるべきなのか、また、本市が必要とする権限は何かなどをしっかり

と見極める必要があります。

そのために、平成16年度に「地方分権」のプロジェクトチームを発足させることにしました。

そして、国・県からの権限の移譲や規制の緩和・撤廃を働きかけながら、より一層の市民サービスの向上をめざしていくこととしています。

市民公聴条例(仮称)

【市民相談室 866-2039】

市民公聴条例(仮称)は、政策形成の過程等において、市民が意見を反映できるような、一定のルールを確立することを目的とした理念条例・政策基本条例として考えているものです。

この条例により、市民の持つ多様な意見、情報、専門的知識等を提案または提供できる機会を確保することにより、市民と行政がより良いまちの姿を共に考え、その実現に向けて協働していけるような地域社会が形成できると考えています。

なお、条例の制定は平成16年度中を予定しています。

この条例については、わかりやすい表現を採用しつつ、企画立案過程等における市民参加の保障や、市と市民の役割を明記することを検討しています。さらに、企画立案過程等における市と市民のコミュニケーションの確保や、中立的な立場からの意見等への配慮も条文に盛り込むことも検討しています。

条例を制定する過程では、広く市民からの意見も求めていきたいと考えています。

2.

地域住民の意識の向上、主体的参加・参画の促進

市民協働プロジェクト
分権推進プロジェクト
市民公聴条例(仮称)

自治活動

【自治振興課 866-2036】

個人の価値観や生活様式の多様化は、町内会などの地域社会への参加意識を希薄化させています。しかし、本来、地域社会は、防犯や防災、教育、生活環境の整備など、地域の課題の解決や近隣の助け合いといった大切な役割を担っています。

住民が積極的に参加、交流する元気な

地域社会の形成は、住民の安心した生活に直接結びつきます。こうしたことから、地域の自治活動を促進するため、地域住民団体への助成や活動拠点の整備など、地域コミュニティの形成を支援していきます。(自治活動については、第2章130ページでも記載しています)

福祉教育

【教育委員会学校教育課 866-2244】

小・中学校では、総合的な学習の時間等において、ボランティア活動や地域の外部講師による学習などを通して、豊かな人間性の育成につとめています。こうした体験活動は、高齢者、保育園・幼稚園児などの異世代や障害のある人と日常的に交流するきっかけにつながり、児童・生徒が、やさしさや思いやりの気持ちを育む大切な場であると

考えます。未来に生きる子どもたちが、次代を担う市民の一人として、自分の生き方を考え、互いに支え合い、しあわせな社会と明るい未来を構築するためにも、福祉教育の充実をはかっていきます。(福祉教育については、第2章130ページでも記載しています)

生涯学習

【教育委員会生涯学習室 866-2245】

市内6か所の拠点公民館、青少年センター、女性学習センター、図書館などの社会教育施設を中心に、関係機関や民間諸団体などの新たなパートナーシップの形成につとめます。そして、市民の社会参加活動に

向けた学習機会を拡充し、その学習の成果が、地域のコミュニティづくりにつながるよう支援していきます。(生涯学習については、第2章131ページでも記載しています)

生きがい活動

【福祉総務課 866-2092】

広辞苑によると「生きがい」とは、「生きるはりあり、生きていてよかったと思えること」とあります。

したがって、生きがいを感じることは、一人にひとつだけでなくとも良いはずで、いろいろなことにチャレンジして、そのときそのとき「生きていてよかったなあ」と思えるのであれば、生きがいを感じる瞬間がたくさんあるということで、こんなに喜ばしいことはありません。

そうではなくて、たくさんのことはしていないけれど、何かひとつのことにひたむきに集中して、そのときにこそ生きていてよかったなあと思えるのであれば、何にも代え難い生きがいを持っているということであり、それもまた喜ばしいことです。

生きがいを感じるのに、年齢は関係ありません。勉強しているとき、スポーツをしているとき、働いているとき、新しい出会いがあったとき、社会に貢献しているときなど、「生きていてよかったなあ」と思える瞬間は、人それぞれに違いがあって当然で、そのどれもが尊重されるべきです。

まずは、一人ひとりが自主的・主体的に生きがいを見つけ出すことが大切です。また、地域の共同体の仲間がいたからこそ、自分一人では見つけられなかったような新たな生きがいが発見された、ということも大切なことだと思います。

行政としても、一人ひとりの個性を尊重し、生きがいづくりのお手伝いとして、どんなことが必要なかを考えていきます。

3. 地域住民の交流会、勉強会等の開催

市政の現状を市民のみなさんにしっかりと情報提供し、情報を共有することによって、市政運営のあり方を共に考えていくことが大切だと考えています。

市民ミーティング

【市民相談室 866-2039】

全市民的な課題などについて、市長自ら直接市民の要望や意見等を聞き、今後の施策等に生かすとともに、市政の現状や施策等に関する情報を積極的に提供するなど、市政PR等も併せて行う場として実施しています。

なお、市民ミーティングには、会議のテーマなどに応じて対象者を限定して開く「対象限定型」のものと、幅広い市民

層から参加を募る「公募型」のものがあります。



東地区の市民ミーティング

対話集会

【市民相談室 866-2039】

対話集会は、事前に提出していただいている陳情書や要望書などについて、本市からの回答内容などについて説明を行うものです。

町内会や地区振興会、町内会連合会、各種団体などの要請に応じて随時開催しています。

ワークショップ(協働作業による、学びの場)

【福祉総務課 866-2092】

市民参加型の地域福祉計画づくりをするために、平成15年度、市内36地区で、「ワークショップ(協働作業による、学びの場)」(79ページ以降参照)を開催しました。ワークショップは、次のようなことを重点的に、継続して実施することとします。

- 計画の進捗状況の評価、計画内容の見直し
- 地域ごとの目標づくり(地区別地域福祉計画)
- 真に必要なサービスの構築

また、今後は、画一的な開催方法ではなく、参加しやすいように、年齢別・職種別にすることや、地域の実状や要望に合わせてテーマを絞り込むなど、会のあり方については柔軟に変えていくこととします。

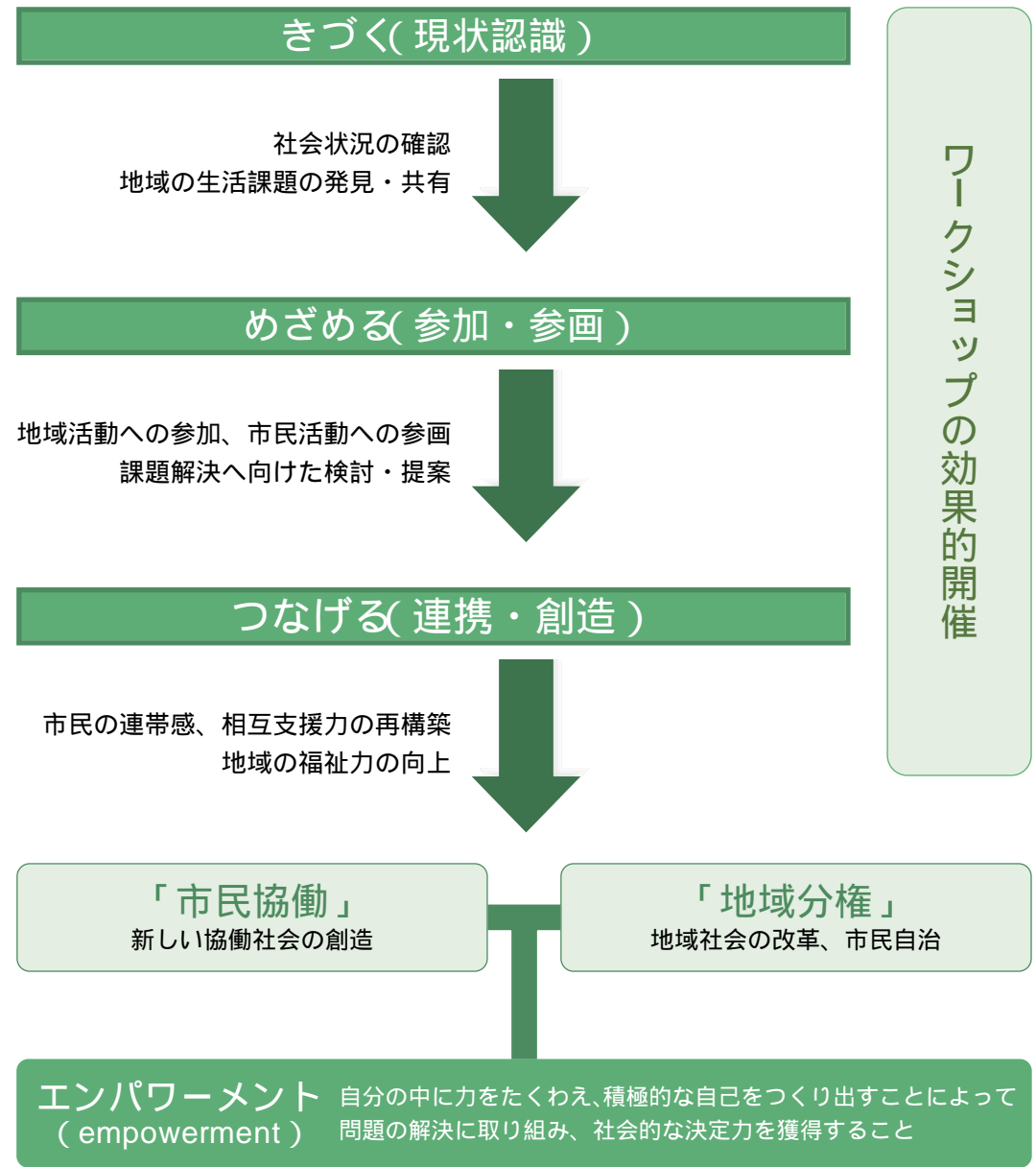


新屋勝平地区のワークショップ

4. 地域住民、サービス利用者の自立

「ワークショップ(協働作業による、学びの場)」を効果的に開催することによって、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワーメント()」をはかり、「市民協働()」「地域分権()」の社会づくりをめざしていきます。

展開図



エンパワーメント
自分の中に力をたくわえ、積極的な自己をつくり出すことによって問題の解決に取り組み、社会的な決定力を獲得すること。

市民協働
市民同士、また、市民と行政が対等の立場で、お互いが持つ資源や能力を活用して、共通の目的達成のために協力して活動すること。

地域分権
行政機能の本庁集中化による課題を解消して、都市としての一体性を保ちながら、市民の日常生活に密着した住民サービスは、市民に身近な地域で提供できるようにすること。さらには住民自治の充実により、「地域の課題は地域で解決」できるような仕組みを構築していくこと。

